

# 第三十一回 参議院建設委員会會議録第十四号

昭和三十四年三月五日(木曜日)午前十一時七分開会

## 委員の異動

三月三日委員小山邦太郎君及び安井謙君辞任につき、その補欠として井上知治君及び林田正治君を議長において指名した。

三月四日委員井上知治君及び林田正治君辞任につき、その補欠として小山邦太郎君及び安井謙君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君  
理事 稲浦 鹿蔵君  
岩沢 忠恭君  
田中 一君

## 委員

石井 桂君  
小山邦太郎君  
西岡 ハル君  
上條 愛一君  
内村 清次君  
重盛 壽治君  
村上 義一君

## 政府委員

建設政務次官 徳安 實蔵君  
建設省計画局長 美馬 郁夫君  
建設省住宅局長 稗田 治君  
事務局側  
常任委員 武井 篤君  
会専門員

## 説明員

建設省計画局長 五十嵐醇三君

本日の會議に付した案件

- 参考人の出席要求に関する件
- 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 土地區画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(早川慎一君) これより建設委員会を開会いたします。

本日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。今後の委員会の日程について協議いたしました結果、本日は建築基準法の一部を改正する法律案について若干の質疑並びに問題点の指摘を行い、その後土地區画整理法の一部を改正する法律案の質疑に入る。次回十日は土地區画整理法の一部を改正する法律案について質疑を行い、状況により採決を行う。十二日は建築基準法の一部を改正する法律案の問題点についての答弁及び質疑を行い、その後採決する。公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案についての参考人は十七日に出席を求めらる。以上のごとく決定いたしましたので御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回の委員会で田中君の質疑に対し答弁が保留されておりましたので、まず住宅局長よりこれに対する答弁を願います。

○政府委員(稗田治君) 前回の委員会

におきまして、最近手数料が変更されましたものにつきましての理由でございますが、本日前記いたしました昭和二十五年以降手数料改正関係資料という二枚つづりのプリントがございますが、その右の端に改正の理由を列挙いたしてございます。それで特別、田中委員から、無線局関係の手数料につきまして改正の倍率が高いものがございますが、この理由につきまして、物価、人件費の高騰による検査諸経費の増加、それと科学技術の進歩に伴う規模、内容の変化及びテレビ局の出現等を考慮された結果でございます。

なお先日資料を提出いたしました現行手数料の一覧表でございますが、更改手数料等が抜けておりましたので、若干数値のミスプリントがございますので、本日あらためて抜けておりました更改手数料等も網羅しまして提出し直したわけでございます。

○田中一君 更改手数料で当初きめたものから値下げになっているものはないかと伺いますか。値下りというものは何と何がありますか。

○政府委員(稗田治君) 宅地建物取引業法の登録手数料につきまして、更改、更新する登録料につきまして、新規の登録手数料の半額とするというのが昭和二十九年に追加されてございます。

○田中一君 ほかにもございますか。あなたの方の所管外のもので。

○政府委員(稗田治君) 住宅局で現在調べました範囲内ではございません、ほかにも。

○田中一君 あなたはほんとに。もしもあつた場合には住宅局の調査が粗漏であつたということになります。ありませんか。

○政府委員(稗田治君) 漏れなく調査したつもりでございますけれども、現在のところ調べました点ではほかにはございません。

○田中一君 提出された資料のうち肥料登録、仮登録手数料、それから肥料登録、仮登録更新手数料、これらについては十分調べましたか。

○政府委員(稗田治君) 手数料の二十五年以降に改正されたものにつきましてだけその改正理由を調査したわけでございます。一覧表の方にあげてございますのは、現行の手数料を全部拾つただけでございます。

○田中一君 これは最初にきめたものとちつとも変りないことを言うのですか。

○政府委員(稗田治君) 一応基準法の手数料の額の変更に参考にいたしますのに、二十五年以降変更いたしました手数料の改正につきまして二枚つづりの方にあげたわけでございます。

○田中一君 間違いないことにはありますが、あ一応間違いないことにはありますが、自信がないなら自信がないと言つてほしいのだ。僕は別のものを発見してき

それではこれを一つ調べていただきます。

たいのですが、せんだつてでき上つた丸の内の大手町ビル、あれはあの中にあの建設を行うために支払つた各種の手数料、この一覧表に盛り込んであるおそれる相当のものの工事があつたはずですが、これを一つ調べて下さい。業種に関するものは一向抜いてかまいません。あの建物全体の建築物としての機能を生かすための設備、これは全部網羅して、どのくらいかかつておるかというふうに一つお調べ願いたいんです。

それからあれは御承知のように数十億の建築物です。あと一千万程度のものをどこか、ものも調べてその実態を一つ資料として報告していただきたい。

○政府委員(稗田治君) さつそく調査いたしました資料を提出いたします。

○田中一君 それから東京都が、あの工事、その数十億の大手町ビルと一千万程度の建築物の確認申請から落成までの間に、都の吏員、都の職員が何回、何のために検査なりあるいは実地検証なりまたは監料なり出張しておるか、そういう回数等。これは資料課長の方にそういう資料があるように聞いておりましたけれども、これはまあ大手町ビルについてお調べ願いたいと思ふのです。それから一千万程度のものも同じようにお調べ願いたい。これは作文ではなくして実際に都の方で行なつたものを報告していただきたい。

○政府委員(稗田治君) さつそく実際の検査に行きました回数であるとか、

総延人員あるいは審査にどれだけ人員がかかっているのかという資料につきましては、詳細調査いたしまして資料としてでき次第提出いたします。

○田中一君 それから民法上のいろいろな諸問題が建築工事からんで、国民の身辺にいつもトラブルが起きてくるのです。これについて、この法律案では何ら解決されるような方向に向つておりません。それで次回の委員会でも、民法関係の権威者をつつ本委員会にお呼びを願つて、その点について私が出す問題点の政府の方の説明と、それから民法に詳しい方に、参考人としての立証をお願いしたいと思います。そのようにお取り計らい願いたいと思ひます。

○委員長(早川慎一君) 承知いたしました。

○委員長(早川慎一君) 次に土地地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案についてはすでに提案理由の説明、並びにその補足説明を聴取いたしておりますので、本日は直ちに質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

〔速記中止〕

○委員長(早川慎一君) 速記を始めて下さい。

それではこれより土地地区画整理法の一部を改正する法律案についての逐条の質疑をいたしたいと思います。それでは法律案要綱と新旧対照表に基づきまして御質疑を願います。

第一の(宅地の立体化)についての

御質疑がありましたら、御発言を願います。

○田中一君 この(宅地の立体化)、いわゆる立体的宅地というものに対する民法上の定義、これはどう考えておりますか。

○政府委員(美馬郁夫君) 普通、区画整理におきましては、宅地は平面換地を原則としておりますが、従来の法律におきまして一部につきましては立体換地という制度が認められております。で、その立体換地の民法上の定義であります。従来規定にもその一部分、構想がありました。まあ立体換地の場合で申しますと、従来平面で、土地の所有者なり借地権者が高層ビルを作りまして、そのビルの一部に入つていくわけでございますから、換地の対象となる部分はビルの部屋の、たとえば壁であるとか床であるとかそういう部分と、これに関連する廊下とか階段とか、こういう共有持分の部分と、それからそのビル全体を支えておられます敷地がございまして、その敷地につきましては、入る人が全部で共有と考へます。これは現行法の九十三条におきまして、「施行者が処分する権限を有する建築物の一部(その建築物の共用部分の共有持分を含む。)及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める」、こういう表現で出ておりますが、この関係になるだらうと思ひます。

○田中一君 土地地区画整理法では、なほ宅地の立体化ということの規定してありますけれども、宅地といふものは、物理的にどういふものであり、それでどこにあるものであつて、われ

われの通念ではこれであるというよりなものがあるはずなんです。では宅地といふものは何か。これは定義があるはずですからね。宅地とはどういふものであるか。

○政府委員(美馬郁夫君) これは現行法の二条の(定義)というのがございまして、その(定義)の六項に「この法律において『宅地』とは、公共施設の用に供されてゐる国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう」ところいふふうに定義をいたしております。

○田中一君 ここで規定しております立体的な宅地といふものは、一面から見るとこれは構造物なんです。建築物なんです。建築物といふことが懸ければ、間違ひならば構造物なんです。ね。そうすね。そうすると、およそ今まで国民が考へておりましたところの宅地の通念とは差違ひがあります。これを宅地といふ名前をもつてそれを呼ぶには、その根拠はここにある定義をもつて根拠たとおつしやるけれども、これは土地地区画整理法で規定した根拠なんです。たとえばその構造物について争ひが起つた、立体宅地の立ちのきの訴訟をかりにやつた場合、これは建築物の立ちのきというところにおそらく裁判上は受けとると思つておきます。おまそ国民が考へておりましたところの宅地といふ通念と違ひ。もはや宅地といふものじやなくして建築物である、というような認定の方が正しいよりも見受けられるのです。そこでこの問題はどうかいう場合に、第三者に対してその現実を認めますという場合に割切つて実体といふものを認識させるかという点については、この土地地区画整理法

に書いてあるからそうなんだ、ということだけでは足りないと思つておられます。その点について、今まで政府としては、立体宅地に対して、他の関係のことに裁判関係、ことに民法上の建築物の所有といふことは、通念としては感ぜられませんが、これは宅地の所有といふことにはならない。その点はどうか考へておられますか。

○政府委員(美馬郁夫君) 仰せのごとく、土地地区画整理法の構想全般から申しますと、やはりこの仕組みは、宅地に対するいわゆる通念の土地の交換と申しますようにか、換地といふのが普通の建前になつております。しかしながら都市計画事業等ではいろいろ仕事をやつて参ります。所によりましては従来平面の宅地といふものとの交換では済ませ得ない部分が多くなつてきておりました。また逆に都市の高度化といふふうな立場から参りますと、この高度化を当然区画整理の目的としなければならぬような情勢になつてくるといふ現実の状況に即応いたしまして、普通通の観念から申しますと平面宅地に対しては平面換地をします。ところが、耐火建築物の一部分の所有権をもつてする損失の補償、第十五条「第十二条第一項の規定により土地を使用し、又は第十三条第一項の規定による請求に基づき土地を収用する場合において、当該土地の所有者は、その土地の所有権に關する補償金の全部又は一部に代えて、当該耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償することを収用委員会に要求することができ。この場合において、収用委員会は、その要

て、まあまあ今の段階におきましては、あるいは非常に進歩的だといふうな考えも出るかもしれませんが、時代の進むのと同時にこれが当然なことじやないかというふうに世間的にも解釈するようになってくるだらうと思ひます。

○田中一君 土地地区画整理法の定義として、今御説明になつたような現象があるといふことなんです。しかしながら国民の通念としては、あなたが今説明されたような、それが立体宅地でございますといふ、その物体は建築物だといふふうな認定をするわけなんです。建築物と。従つて宅地といふもの、民法上の宅地といふもの、それから建築物といふものはおのずから違つてゐるのです。あるいは通念としては、土地地区画整理法の事業遂行のためには立体宅地を設けるのは一向差しつかへございせん。しかしながら国民の通念としては、あるいはこれが何かの訴訟問題になつた場合には、それは立体宅地としての対象にはならないのです。これはどこまでも建築物なんです。そこで耐火建築促進法の第十五条にどういふ条文があるんです。これは住宅局の方の所管になつておられますが、耐火建築物の一部分の所有権をもつてする損失の補償、第十五条「第十二条第一項の規定により土地を使用し、又は第十三条第一項の規定による請求に基づき土地を収用する場合において、当該土地の所有者は、その土地の所有権に關する補償金の全部又は一部に代えて、当該耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償することを収用委員会に要求することができ。この場合において、収用委員会は、その要

求が相当であると認めるときは、耐火建築物の当該要求に係る部分の建築工事を完了すべき時期を定めて、使用され、又は取用される土地の位置、面積、形状、賃貸借条件等を総合的に勘案して、これらに照応すると認める耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならぬ。」従つて土地のかわりに建築物をもつて補償の対象とすることができるとのことである。しかしながら、この法律で規定するのは建築物すなわちそれは立地宅地であるというきめ方をしようとしているわけなんです、また、しているわけなんです。そうすると第三者にどういふふうな理解させるかというところに問題が残る。耐火促進法にははつきりと補償の対象として土地の代りに建築物をもつて充てることができるとのこと、この明快にその二つの物体というものを並べて説明しておるわけです。しかしこの今の立地宅地とされた宅地というものは、今のあなたの言葉をかりれば、どこまでもこれは建築物すなわちこれは宅地でございますと説明するように聞かれる。従つてこれが第三者に及ぼす影響、たとえは宅地でございますから、宅地としてだれかに抵当物件として入れる。相手方は宅地とは認めない。これはどこぞこの建築物でございますというところを主張するに違ひないのです。その場合に、立地宅地とされた宅地というものを対する民法上の定義というものをどう解釈されておるか、ということは何つておるのです。土地区画整理法によるところの立地宅地という概念はわかりません。しかしながらかりにその事

業が終つてしまつた、残つておるものは宅地ではないのです、建築物なんですという場合に、この法律は宅地と云つてゐる。しかし現実においては実にはわれわれの目に見えるものは建築物です。売買するものもこれは立地的宅地として売買できない。建築物として売買されなければならぬと思ふ。その場合にこれをどう定義しようとするかという点を伺つておるのであつて、あなたの説明は、土地区画整理法の条文によるところの立地宅地でございますという説明をしておる。これはどういふ定義で立地宅地でございますという説明をしておる。これは私もも知つております。これはよくわかりません。しかしながら第三者に対抗するのに、これが立地宅地とされた宅地でございますというところで通れないのです、社会的通念として。その場合にどういふ定義をするかということをおつておるのです。これは必ずかしい問題で、私もわからないから伺つておるのです。だからわからないから伺つておるのか、私を呼んで一つここで答弁をしたいと思います。

められる制度になつております。こういう制度に基きまして立地換地の制度ができておるわけでございますが、では、この制度によつて、宅地の換地として与えられた建築物の一部であるビルの一部分が、民法上どういふふうな制度になつておるかという問題につきましては、これは普通、住宅公園あたりでビルの一室の売買もやつておりますし、分譲もやつておりますから、そういう意味の所有権関係と同じことだと思ひますが、詳細につきましては、いづれ検討してお答えいたします。

局長もふみきつたわけなんです。ところがそこまで解明されないでそのまま済みまして、僕としても非常にこそばゆい思いをしておりました。幸いここでもう少くも問題の法律改正が出たので、もう少くも国民がほんとうにわかるように解明してもらわなければならぬと思ひます。従つてこの問題について、委員長、だれか法制局からでも……あなたの方でどこへ行つて調べてくるかしらぬが、これは未解決の問題です。まあふり返つてみますと、ちよつとそのときには、戸塚建設大臣が病気で出てこない。そこで政務次官の南君だつたかをしほり上げた問題なんです。しかし、いつまでたつても解決しないから、そのまま残しておつたのです。これは主張は強いことを主張したのです。こういう法をとらなければならぬ。しかし耐火促進法にははつきりと書いてあります。土地にかつて建築物を補償するのだ。この場合には土地取用法を使いますから補償という言葉を使つておきますけれども、この土地区画整理法の場合には、当然減歩によつて事業を行うという建前になつておるから、これは換地という言葉を使うのでしようけれども、しかし交換されるところの物体というものはおのずから性格が違つておるわけですね。それを解明しなければいけません。これを解明しなければいけません。その事業ではよろしい。強いて言うならば耐火建築促進法のごとく建築物によつて換地とすることができるといふ規定がないのです。こういう点についてはつきりした解明がなくては一步も前進できないのです。その問題に引つかります。そこで土地区画整理法の第三条でされた定義というものは、事業を遂行するためにこの法律で言つておるところの宅地あるいは立地的宅地というものはこれである、ということをおつておるのであつて、民法上の宅地、建築物というものの定義とおよそかけ離れて説明しております。従つてこの点を解明してもらわぬと、私の質疑は進まないわけなんです。

○政府委員(美馬都夫君) それでは課長からその辺のいきさつをよく御説明いたします。

○説明員(五十嵐醇三君) 立地的換地という言葉を通称使つておりました。立地的の宅地というふうなわけでも一般的には呼んでおるのでございますけれども、法律上は立地宅地というふうな書いてありまして、宅地を立地化するので、こういう言葉で中味といたしましては宅地をやめまして、そして建物、建築物の床の一部、それからその下の土地の共有持分を与えるというふうな法律上は書いておりました。登記なんかもすべて土地にあつたものはやめまして、建築物の方に移すというふうな書いておるわけでありまして、ですから大抵耐火建築促進法と同じような形で書いておりました。

○田中一君 ちよつと説明してください、その条文等を。

○説明員(五十嵐醇三君) 九十三条の一項に「第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、第九十一条第一項の規定により過小宅地とならないよう換地を定めることができる。宅地又は前条第一項の規定により過小借地とならないよう換地を定めることができる。」

き宅地若しくはその部分を定めることのできる借地権については「こう書いてありますのは、これは従来なら過小宅地になるようなものとか、あるいは過小借地になるようなものについて」といふことなんですが、今度のもつとこれを広義に解釈させていただくわけでございます。その場合には「土地区画整理審議会の同意を得て、換地計画において、換地又は借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めないので」と書いておまして、土地をやらないだろ、こういふことなんですか、いまして、土地の部分を一定消した格好になります。それから「施行者が処分する権限を有する建築物の一部（その建築物の共有部分の共有持分を含む。以下同じ。）」とございます。その「建築物の一部」それから「その建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めることができる。」こういふふうになつておまして、一応前の土地の権利を消しまして、建築物と、その建築物の共有者の土地の共有持分を与えるというふうには、はつきりなつておるわけでございます。

○田中一君 それでけっこうでございます。委員長（早川慎一君） それではほかには御質問ございませんか。……それじゃその次の（公共施設管理者の費用負担）、（仮換地に指定されない土地の管理）、そこまで御質疑のある方は……。

○田中一君 せんだつて局長は自分だけで説明していると思つてそわそわ読んでしまつて、われわれ聞いてる者は何を言っているのかわからない。そらやつてりまく切り抜けようとしても

だめなんです。あなたが説明したものを渡さない。各委員に配付なさい。○内村清次君 ちよつと前の項に歸りますが、こういふ場合のときはどうなりますか。たとえば区画整理の中に入っている人が立地換地としての建物はいやだ、否認するといふような場合のときに強制権はありますか。そこに行きなさいといふ強制権がありますか。

○政府委員（美馬都夫君） たとえば今度の法律の規定によりまして、個人がいやだと申しまして強制権にやれるものといふふうにした規定がこれでございます。○内村清次君 その点が先ほど田中君が言いました民法上との関係がどうなつてくるかという問題ですね。これはやはりそれとの関連によつて立法されておるわけですか。

○政府委員（美馬都夫君） もちろんそうでございます。○委員長（早川慎一君） よろしいですか、それでは土地区画整理法の一部を改正する法律案逐条説明がありますから、それを御参照になりましたら御質問願ひたい。

○田中一君 今まだ前段の方をもう少し確認しておきたいのですが、大体この法律で認められているところの権利者といふもの、これはどんな範囲が考えられておりますか。たとえば所有権者借地権者、この二つだけはこの法律を通じて、もう所有権といふものが所有権としての権原でありましょうけれども、借地権者は認めておられますけれども、今度の土地区画整理法ではこの認め方もこの審議会等の発言権を認め

ているのであつて、その所有権という権利を、これも民法上ではつきり確認されたものを認めていく、という態度に出ようとするのか、通念として私契約によるところのもので立証しようとするのか。そういう点はこれも法律制定のときにもいろいろ論議した問題でありますけれども、この際は過小宅地といふものよりも権利が重なつていふことですね。所有権者、借地権者、その宅地と建築物とは不可分のものです。従つて今度そこには建築物の所有権者、建築物の借家権者が重なつていふべきけれども、どこまで認めようとするか。

○政府委員（美馬都夫君） この法律の制度といたしまして認めますのは、民法上にいいます所有権者と借地権者、この二つだけでございます。しかし実体としてはそれ以外にいろいろな、たとえば賃借権者などがあります。これは制度としては当然換地の対象になつていく部分ではございませんが、現実の運用といたしましてはやはりそういうところもよく考慮いたしまして、従来の現実の実体状況を勘案してやらなければならぬと思ひます。この区画整理の法律の建前といたしましては、その所有権者と賃借権者の換地はやるという建前になつております。

○田中一君 従来事業を行なつた都市が相当でございます。その中で仕事かスムーズに進行しないという原因は、今局長が説明しているような所有権者、借地権者これ以外の権利がその上に乗かつているものだから非常に困難な様相を示しているというところは理解できるのであります。実態としてはどうい

う方法でそれを解決するかということですが、それは立退料や、補償的な性格の金をだれがどう払つてやるかということなんです。というところは事業施行者はこの法律からいけば所有権者と借地権者だけを対象として考えればいいわけなんです。この場合に事業施行者が借家権者とかあるいは建築物の所有権者といふものに対してそうした手当をするのか、あるいは所有権者または借地権者がかわつてそれをやるのか、実態はどうなつておりますか。

○政府委員（美馬都夫君） 私どもこの立地換地の制度を今後初めて法律的に設けてゆくわけでございますが、これを設けても、この運用につきましてはよく考えながらやつていかなければならないと思ひます。みだりに現在實際それで落ちておる安定状況を破壊するような制度は、これは避けていかなければならぬんじゃないかと、いふふうには考えております。従つて具体的に今この立地換地の問題が問題に上つておるのは、たとえば大阪駅前等の問題がありますが、これにつきましても先ほどお話がありましたような賃借権者の問題とかいろいろございまして、こういう人に対しましてはできるだけ現状を尊重いたしまして、現状のようによつてやるのがこれは理想でございますが、しかしながらそもいかならない場合も出てきます。それからこれで引つ越し等に伴ういろいろな損害の問題も出てきますが、こういう問題につきましてはすべて区画整理事業の施行者が責任をもつてやる、こういうことになつております。

○田中一君 御承知のように、土地区画整理法は最後には清算事務に入らなければならぬ、清算事務の規定が十分でございます。そこでそういう個々の問題を事業施行者がやるとするならば、それを損害はその工区全体の減歩率に開帳することになつておりますから、また清算されるべきのあるいは還付金とか、それから払う方の側、受け方と払う方とございまして、その両方に関係してくる、そういうものがどういふ機関にそういう権限を与えられて、この法律で対象とならない権利者ですね、に対する補償なり、あるいは支出なりをするかという点は、どこで規定しているんですか。それからまたどういふ機関に個々の問題に対してやつていくような権限を与えられておるのか。

○政府委員（美馬都夫君） 法律で申しますと、第七十八条に（移転等に伴う損失補償）という規定がございまして、この規定によりまして事業の施行者が、今申しました移転等に伴つて賃借権者等がいろいろ損失を受けますから、そういう損失は当然法律上補償しなければならぬ、こういうふうな建前になつておるわけなんです。○田中一君 不法占居をした場合、借地権、借家権がむろんありません、そういう者にも補償するということになつておるんですか。

○政府委員（美馬都夫君） 不法占居の場合はやらぬことになつております。○委員長（早川慎一君） 次の、表題で申しますと、（公共施設管理者の費用負担）、（仮換地に指定されない土地の管理）、この二項目についての御質問を願ひたい。

○田中一君 もう一べん今の点は、現

行法と改正法の改正の要点だけを御説明してほしいのだが、新旧対照表を通じて。今もらった逐条説明を新旧対照表によつて現行法がこうであつて、今度は改正法はこうだというような説明をしてほしいというんです。

○政府委員(美馬都夫君) 第二項の(公共施設管理者の費用負担)は、これは百十九条の二でございしますが、旧の方には全然ございせん新しい規定でございまして、その中身の趣旨はそこにお配りしております資料のような意味でございします。もし必要があらますればもう一度説明いたします。

○田中一君 もう一度といつても、説明にならないんだよ、この間は。説明になつていないんだよ。

○政府委員(美馬都夫君) それじゃ(公共施設管理者の費用負担)の規定を設けたことについて御説明いたしましす。この規定は従来全然ございせん新しい規定でございしますが、その趣旨を申し上げますと、本来土地区画整理事業は、公共施設の整備改善を目的とするものであります。最近道路、河川等の大規模な公共施設の用に供する土地の確保が困難であるため、これらの公共施設の管理者からの申し出により、土地区画整理事業によつてその用地を造成することが盛んになつていまして、この場合、当該公共施設はもつぱら土地区画整理事業施行地区内の居住者の用に供するものでないものが多く、かつその用地も大層であるから、この用地を造成するための負担を土地区画整理事業の施行者のみで行うことは非常に過重なのであります。これにつきましては、従来も公共用地造成補償費という名目で、本来の

公共施設の管理者から土地区画整理事業の施行者に支出されてきたのであります。今、会計法等の関係を明瞭にするため、今回百十九条の二の規定を新設いたしましたのであります。

まず第一項には、土地区画整理事業が、都市計画として決定された幹線街路その他の重要な公共施設」の用地「造成を主たる目的とする」場合におきましては、施行者は本来道路法その他の法律に基き、これらの「公共施設の新設又は変更に関する事業を行うべき者に対し、」その者が当該公共施設の用に供する土地を造成した場合に、当然要したであろう「費用の額の一部を負担」させることを求めることができる」としよと定めるのであります。この規定の適用がある重要な公共施設は政令で定められるのであります。目下考慮いたしているものは一級国道、二級国道、主要地方道、河川法適用河川、または準用河川、都市公園、港湾施設である運河、護岸堤防のうち大規模なものなどでありま

次に第二項は……  
○田中一君 ちよつとそこまで。そうすると公共施設をこの機会に行おうとする者、いわゆる事業の施行者と公共施設の管理者というものは別個のものであります。同じものでありながら別個の立場に立つておるといふ認め方をして、そつして別の法律に基く計画というものを遂行する場合で、土地の取得費等をこの事業施行者に支払うということなんでしょうか。

○政府委員(美馬都夫君) これはたとへば区画整理事業によりまして街路な

ら街路を広げていく、新しく作つていくという計画を、区画整理事業の方でもその事業主体の方でも持つておられます。それからそういう要求、目的もありませんし、また街路につきましてはたとへば道路管理者である国であるとか、あるいは府県または市町村、そういうふうなところにおきまして、たとへば幹線道路をやりたいというふうな要求を持つておられます。そういう場合におきまして両者が相談し合ひまして幹線道路もやつていくし、それからその機会に一般の街路等についてもその区域内を限りまして、一つの区域を設けて区画整理事業でいろいろ設けていこう、こういう趣旨でございまして、両方の事業主体が相談し合つて両方を持つておる目的を達成しよ、しかしこの場合には両方の事業をやるのであるから、費用についても道路なら道路の方から、事業主体はもちろん一つになりますから区画整理事業主体の方へ負担金を納めていこう。こういう趣旨でありまして、現実には道路工事、河川工事の場合、現在でも全国について申しますと五十数カ所にこういう制度を実はやつておるわけでありま

○田中一君 そうしますと区画整理事業で作らうとする街路、それを他の計画されている道路と同じものである場合には、その分に対するところの費用というものは、相談し合ひながら土地区画整理を行う事業者の方へ対して道路を作るという費用の全部または幾らかを支払つてその市民の負担を軽くしよ、こういう趣旨なんですか。

○政府委員(美馬都夫君) さうでございます。

○委員長(早川愼一君) 次に第二項の

方の問題を御説明願ひます。  
○政府委員(美馬都夫君) 次に第二項は、施行者は、第一項の規定により「公共施設管理者に対し第一項の費用の負担を「求めよとする場合において、あらかじめ、」施行者「当該公共施設管理者と協議し、」負担すべき費用の額及び負担の方法を事業計画において定めておかなければならない」旨を規定しようとするものであります。事業計画において定めることといたしましたのは、事業計画のうち資金計画に負担額、負担項目及び負担年度等を定めておいて事後の紛争が生じないようにするとともに、地区内の利害関係人に縦覧して知らしめよとするものであります。

○委員長(早川愼一君) それじゃその次引き続きまして(仮換地に指定されない土地の管理)の規定を設けたことについての御説明を願ひます。

○政府委員(美馬都夫君) それでは御説明いたします。土地区画整理事業においては、各人の権利が確定する換地処分を行う前に、仮換地というものを指定して、かりにその土地を使用収益させるのが通常であります。この場合に将来公共施設となる予定の土地、または事業費に充当するため換地処分後保留地として処分される予定の土地等は、仮換地に指定されずに残るのであります。これらの土地はそいづれも土地区画整理事業を円滑かつ適正に施行していくために不可欠のものでありますので、現在第八十条の「土地区画整理事業の施行のためにこれを使用することが出来る」という規定によつて施行者が管理しておりますが、法文上不明確でありますので今回百九条の

二の規定を設けて、これらの土地は仮換地が指定されたときから換地処分があるまでの間施行者が管理する、ということをも明確にいたしましたのであります。従つて施行者はこれらの公共施設予定地、保留地予定地等を事業の目的に沿つて維持管理し、または事業施行のために第三者に使用収益できることがはつきりしたのであります。これに伴つて第八十条の規定を整備して工事施行のための立ち入りの規定に改め、百九条第三項の条文整理をいたしております。これは従来もいろいろここにあります八十条の關係の規定を根拠にいたしまして具体的にやつておりましたが、法文上はつきりしないという意見があらまされたので、この際事業主体がそいづれ土地を管理するといふ管理のはつきりした条文を設けたというだけのことでございます。

○委員長(早川愼一君) 御質問ございせんか。……それではその次の(委員等の任期の延長)の問題であります。これを簡単に御説明願ひます。(予備委員の数の特例)。

○政府委員(美馬都夫君) それでは次に土地区画整理審議会の委員、土地区画整理組合の役員及び総代の任期の改正について御説明いたします。

土地区画整理審議会は土地区画整理事業ごとに都道府県または市町村に置かれるもので、換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付に関する事項について、法律の規定に従つて同意し、または意見を申し述べ得る機関であり、組合の役員は業務を執行する理事、業務を監査する監事であり、総代とは、組合員が百人をこえる場合に、

総会にかわつてその権限を行うために設けられる総代会を構成する者であります。これらの委員、役員、総代はすべて地区民または組合員の選挙によつて選ばれるのであります。現行法ではその任期は、三年をこえない範囲内」で事業の施行規程、または組合の定款で定めることとなっております。

しかしながら土地区画整理事業の実態は非常に長期を要し、また事業の内容、手続等も複雑でありますので、特に審議会の委員の選挙については公正を期するため公職選挙法に準じた詳細な手続を設けておりますので、選挙には七十日ぐらいの期間を要しその間事業に空白を生ずることとなるなど、その任期が三年に限られておりますことは、事業の円滑なる施行上好ましくないものであります。御承知のように震災復興事業はその終息を目前に控えているにもかかわらず、委員の任期は昭和三十四年度で切れることになっておりますので、この際どうしても任期を延長する必要があるものであります。従いまして今回事業の実態に合致せしめるため、組合の役員については第二十七条第五項、総代については第三十七条第三項、審議会の委員については第五十八条第六項の規定を改正して三年を五年にいたすのであります。五年をこえない範囲内で施行規程、または定款で定めるのでありますから、各事業の規模等によりましては五年以内で適宜その年限を定めるのであります。

なお委員、役員、総代につきましては地区民または組合員からの解任請求が認められておりますので、これら委員等の任期が延長されましたも、地区民または組合員の権利保全の措置は十分考慮してあるものであります。

○田中一君 この際念のために伺つておきますが、現在土地区画整理審議会が持たれておる地区、三月三十一日で任期の切れるという地区、これはこの法律案が衆議院を通つたころ、いわゆる七十日かかると大体今月一ぱいでこの法律案を通すと、四月一日から発効しようとする、五月一ぱいの改選期にある者は、これは当然委員としての資格が失効されます。なくなつてしまひませうとするのか、それを一つ伺つたせうとするのか、それを一つ伺つておきたいのです。私が手に入れた資料によりますと、青森が三月三十一日、日立市が四月二十二日、八王子市が三月三十一日、甲府が四月二十五日、静岡がもう切れておられますね、これが新しい選挙をしたかどうかの問題。それから浜松が三月十四日で切れます、切れた場合に直ちに市長がすぐにこの法律の改正を待たずして選挙を行うのかどうかの問題。清水、沼津がともに四月二十日になつておられます。それどころか、そういう場合は、法律が発効しないならば今言ふ静岡、浜松などは当然これは選挙を行なつてしまふということも考えられるのです。どういふ措置をしようとするのか。これらの問題についてはあなたの方で、青森が三月三十一日、この法律が三月の二十日に通つたとすると法律の施行期はどうか、これを対象に考えておるかというのを一つ説明して下さい。

○政府委員(美馬都夫君) 私ども今回の提案いたしました改正案の中で、最も重要なのは任期の延長でございます。任期の延長につきましては、

私も、これは希望でございますが、この法律が三月末に通つたものと仮定いたしました、それから政令等のいろいろの準備がございまして、約一カ月前半くらいは準備の期間が要りますから現実に行われていくのはそれからになります。そういうふうにしたしますと、もし三月一ぱいで国会の可決があつたという仮定のもとにやつて見ますと、ただいま問題になつておられます、ただいま問題になつておられます、戦災復興事業につきましては、全部で四十九都市ございまして、その四十九都市のうちで救われぬと申しました、うか、すでにこの関係でやつた部分もございまして、それから四月から準備の期間の間で、すでに到着するものもございまして、そういうものが八カ町村あります。八つ事業主体がありまして、この八つにつきましては、三月三十一日中に可決されましてもすでに間に合いませんが、それ以外の大部分であります四十一につきましてはこの法律によりまして十分救われるのであります。そういうことになつてお

それから現在すでにやりました静岡の問題であります、静岡につきましてもすでに改選の選挙をやつております。それから浜松につきましては現在まだやつてはおりませんが、いろいろ連絡をとりまして準備をされてお

であるところの計画局の責任であるかわかりませんけれども、少くとも、こういう国民、市民の利害に重大な関係のあるこの計画なり決定等を、被選挙権のない人間が委員となつてやるといふ現実、これはもう何とかして除去しなければならぬと思つておられます。それらがあるから、どうしてもこの浜松、あるいはあなたが知っている通り浜松はどうしても選挙させなければならぬと思つておられます。で、ことに他の地区も同様な被選挙権のない者が委員になつておるなんていう所はありませぬか。そういう地区には私は、この法律が通つてもこの実態をお示しになつて、この法が通つても延長を認めないという態度をとらなければいかぬと思つておられます。その点はどうか。

○政府委員(美馬都夫君) 浜松の問題につきましては御指摘がございましたが、実は遺憾ながら事実でございました、実はこの戦災復興計画が昭和二十一年決定以來いろいろ変更をたどつてお

○政府委員(美馬都夫君) それじゃあ御説明をいたします。

土地区画整理事業においては、公共団体施行、都道府県または市町村の場合は、事業計画を定める場合、行政庁施行、これは建設大臣、都道府県知事または市町村の場合は、事業計画及び施行規程を定める場合に、「二週間公衆の縦覧に供」することになつておられますが、これらについて利害関係人から意見書が出て、事業計画等を修正いたす場合はふたたび縦覧することになつております。ところが事業計画を変更する場合、やはり再縦覧することになつておりますが、この場合には変更の軽微なものについては再縦覧を省略することになつておられます。従

了解いたしましたして、選挙等につきましても敢重に一つ指導をしていきたいというふうにご考えています。なお他の地区におきましては、現在私の承知しておる範囲内におきましては、そういう地区はないようでありまして、しかしこの点につきましては、今後の法律改正を機会に十分調査いたしまして遺憾のないようにしていきたいというふうにご考えておられます。

○委員長(早川愼一君) よろしゅうございませぬか。他に御質疑ございませぬか。それでは次に(事業計画の軽微な修正の手続)、それから(予備委員の数の特例)措置までを一折議題にします。御説明がおりますか。

○政府委員(美馬都夫君) それじゃあ御説明をいたします。

認められておらないのであります。従いまして今回第五十五条第五項及び第六十九条第五項の規定を改正して、事業計画及び施行規程を修正しようとす



る場合においても、変更の場合と同様に「政令で定める軽微な修正」については再縦覧を省略できることとし、事業の迅速な施行をはかろうとするものであります。この場合「政令で定める軽微な修正」とは、現在変更の場合に軽微なものとして施行令の第四条に認められている事項と同様なもの、たとえば事業計画の場合には「事業執行年度又は事業執行年度別の修正、それから「幅員四メートル以下の道路の新設又は廃止」等を考慮し、施行規程の場合には事業の名称、施行地区または工区に含まれる地域の名称、事務所の所在地等の修正を考慮いたしておりますが、これらはいずれも当初縦覧されておき、修正の場合に縦覧を省略いたしても利害関係者の権利を害するおそれがないものであります。これはまあここに説明いたしましたように、事業計画を最初作りまして、最初のときにいろいろ意見があれば修正いたします。それからその次に、まあその修正したものをさらに変更するという動きが出てきますが、変更のときにはいろいろ規定が定まっておりますが、修正の場合にはそういう規定がありませんので、趣旨は同じことであると思います、やはり中身もここに上げましたように利害関係者に対してその影響のない、比較的軽微なものでありますので、現在の政令の趣旨と同様なことで設けよう、こういうことであります。

○田中一君 まあそれはいいとしますけれども、ただここに「幅員四メートル以下の道路の新設又は廃止」、これは利害関係が相当大きいと思うのですが、修正じゃなくなってくるんですよ、新設というものは、廃止はいんです、廃止に伴う新設ということが修正、ということを見合はすのでしよう。廃止とこれに見合はす新設というのでしようけれども、これは利害関係が相当大きい場合があるのじゃないかと思うんです。何と云うても工区の地区の住民は減歩率というものが高まることをきらうものから、だから廃止というものに見合はす新設だと思われども、四メートルという幅員をきめて、二メートルの道路を四メートルにするということも、二メートルを廃止して四メートルを新設するのでしたら、この点は縦覧させないで、事業執行者が勝手にということでは危険だと思われども。

○政府委員(美馬都夫君) この幅員四メートルという問題につきましては、実はいろいろ意見があります。二メートルくらいにした方がいんじやないか、あるいは三メートルくらいでもないんじやないかというふうな意見もありますが、私も現在のところは、まあ四メートルくらいならばこれは修正の場合でありまして、一応最初にはやっておりますが、御承知のよう、この程度であればいいんじやないかという気持ちでありますが、御承知のよう、実はいろいろ立案の過程におきましても議論がありまして、その点は十分将来は考究いたしたいと思っております。

○田中一君 将来の問題じゃない。この法律が出たら、今まで二メートルの道路だった、これは修正するために廃止する、四メートルの新設するな、ということになると、直接工区の住民の利害関係が生じてくるということですよ。三メートル八のもの、四メートルにするということならば多少違うかわからないけれども、これだけの条文では、一メートルの道路がある、それを四メートルに加幅するのだという傾向に変わった場合に、大きな影響があるというのです。そういう権限を事業執行者にまかせていいかどうかということも言っているのです。危険です。少くとも住民は一坪たりとも自分の土地は余分に持つていたいという気持があるのですから、これは、二メートルを四メートルにする場合には、二メートル大きな違いになりますから、そういう点については、またある場合には、二メートルじゃ用にならぬけれども、四メートルならば価値も上つてくるという場合もあるでしょうけれども、そこまでの権限を事業執行者に独断で与えて縦覧をさせない、ということは危険ではないかというのです。これは、あなたにすれば、法律を修正されちゃかなわぬから強弁するのではありませんか、これは政府次官どうお思いになりますか。

○政府委員(徳安實藏君) これは政令事項だそうでございますから、政令を作り出すときに十分ただいまの御意見を考慮せねばならぬということも言っておりますから……その他詳細の点につきましては、局長から御説明申し上げます。

○田中一君 そうすると、法律には四メートル云々ということを入れてないのだね。

○政府委員(美馬都夫君) 法律には「軽微」ということで政令で定めると、こういうことになっておりますから。

○田中一君 そう説明すりゃいいじゃないか。(笑声) そういうものをまかしたらいへんだと思われども……

○委員長(早川慎一君) それでは(予備委員の数の特例)は簡単でよろしいから、ちよつと御説明をお願いします。それで打ち切りしたいと思います。

○政府委員(美馬都夫君) この(予備委員の特例)は別に説明する必要もないと思っております。要するに、一の場合はゼロになりますから、これを代表一名の場合には一名出るようになります。こと、これだけのことでございまして、御説明は省略いたします。

○委員長(早川慎一君) 別に御質問ございませぬ。……

○委員長(早川慎一君) それではこの際、参考人に関する件についてお諮りいたします。公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について、参考人の出席を求めその意見を聴取することにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。なお日時、人選等につきましては、これを委員長及び理事に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 次回に質疑を継続することにいたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、九州地方開発促進法案(衆)

九州地方開発促進法案  
九州地方開発促進法  
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、九州地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「九州地方」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び山口県の区域をいう。

(九州地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、九州地方開発促進法の審議を経て、九州地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができるとする。

(九州地方開発促進法の設置)

第四条 総理府に、九州地方開発促進法(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、九州地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基く事業の実施について必要があると思われる場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることが出来る。

（審議会の組織）  
第六条 審議会は、委員三十七人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員 十人以上

四 関係県の知事 八人

五 関係市長を代表する者 一人

六 関係町村長を代表する者 一人

七 開発促進計画に關し学識経験のある者 九人以上  
前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長

に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（審議会の運営等）  
第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（資料の提出等の要求）  
第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（開発促進計画に基く事業の実施）  
第九条 開発促進計画に基く事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基く事業の調整）  
第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に關して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基く事業の実施に關する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

（開発促進計画の実施に要する経費）  
第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（地方財政再建促進特別措置法との関係）  
第十二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）に基く財政再建団体である県（以下「財政再建団体」という。）が開発促進計画に基く事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に當つて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基く事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。

附則

（施行期日）  
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（昭和三十五年以降における特別措置）  
2 第十二条に規定する県に係る開発促進計画に基く事業のうち重要なものに要する経費に係る昭和三十五年以降における国の負担又

九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

（国土総合開発法の一部改正）  
4 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「東北開発促進計画」の下に「又は九州地方開発促進計画」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）  
5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の二の次に次の一号を加える。  
十五の三 九州地方の開発の促進に關する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のりの次に次のように加える。  
ヌ 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第九号）

は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）  
3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中東北開発促進法の項の次に次のように加える。

八 九州地方の開発の促進に關すること。

三月四日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、東京都古川筋上部に高架高速道路建設反対の請願（第一〇二七号）  
一、関門トンネルの通過料金引下げに關する請願（第一〇二七号）

第一〇二七号 昭和三十四年二月二十一日受理  
東京都古川筋上部に高架高速道路建設反対の請願  
請願者 東京都港区芝金杉一ノ三芝漁業協同組合長  
竹内啓一郎外三百九十八名  
紹介議員 石井 桂君

このたび東京都においては、古川筋上部へ高架で高速道路を計画中のことであるが、本工事はその性質上工事により両海岸の撤去が要求されるばかりか、自動車昇降口設置のため場所等の



強制整理も予想される。本地区は昭和三年に河岸を奪われ、また昭和十九年に強制疎開を受けこれ以上の犠牲にはとろてい堪え得ない現状であり、更に漁業者の生命である船舶の入出港にも支障をきたすものであるから、本計画をすみやかに撤回せられたいとの請願。

第一一〇一号 昭和三十四年二月二十六日受理

関門トンネルの通過料金引下げに関する請願

請願者 岡山県議会議長 井本

稔

紹介議員 島村 軍次君

関門国道トンネルの通行料金については、すでに数回にわたり要望したところであるが、本年三月末日をもつて記念特別料金の期間が満了することにかんがみ、特別料金の期間延長並びに料金の漸減について、特別の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十四年三月十一日印刷

昭和三十四年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局